

奈良県農村活性化推進委員会 設置要領

制定 令和2年2月28日

(目的)

第1条 地域の農業の特性や農村で育まれた自然環境・生活・文化等の諸資源を総合的に活用し、都市との交流や資源の保全管理及び質的向上等を通じた農村地域の活性化の推進に向けて、学識経験者等の意見を聴取し、関連施策の適正かつ円滑な執行を行うため、奈良県農村活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 中山間地域等直接支払に係る事項
- (2) 多面的機能支払に係る事項
- (3) 中山間ふるさと・水と土保全に係る事項
- (4) その他農村活性化の推進に係る事項

(組織)

第3条 委員会は6名以内で組織する。

2 委員は、前条の所掌事務に利害関係を有しない次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農林漁業関係者
- (3) 消費者団体関係者
- (4) 前号各号に掲げる者のほか、第1条の目的を達成するために必要な知見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって意見の表明を行うことができる。

4 前項の規定により意見の表明を行う者は出席者とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 第3条第2項の規定の委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、食と農の振興部農村振興課内に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。